

ハイ口通信 From 北区

第 11 号
2022 年
2月20日

発行責任者
泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会
共同代表 富田 素實江
北 8 西 3 札幌市エルプラザ 2 階: レターケース 256
TEL 090 - 7644 - 4379 FAX 011-726-7234

福島第 1 原発周辺で出た PCB 室蘭市処理受入れ、道知事承認に住民抗議

昨年 12 月 10 日、室蘭市議会で青山剛市長が東京電力福島第 1 原発周辺で出た高濃度ポリ塩化ビフェニール(PCB)廃棄物を室蘭市で受け入れを表明しました。12 月 14 日鈴木直道道知事は道議会で室蘭市で受け入れることを承認表明しました。

環境省は昨年 3 月、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、福島第 1 原発周辺の「汚染廃棄物対策地域」の PCB 廃棄物を、室蘭市にある中間貯蔵・環境安全事業(CESCO)の施設で処理する計画を公表。同省は事業推進をめざして室蘭市と道に理解を求めていました。

室蘭の住民等が抗議

12 月 11 日、「原発廃炉金属の再利用を監視する市民の会」(室蘭・廃炉金属ウオッチャーズ)が室蘭市に「市民の声を聞かず、安全・安心に暮らす住民の権利が侵される」として抗議声明を発表。

全道の廃炉団体から室蘭市に抗議が相次ぎました。13 日、「原子力市民委員会」(東京 座長・大島堅一 龍谷

大学教授)はオンライン記者会見を開き、「処理は拙速に進めるべきではない」として受け入れの撤回を求める声明を出しました。声明は、環境省が PCB 廃棄物を放射

性物質汚染対処特別法に基づいて処分するとしながら、廃棄物の搬出については原発事故と関係のない複数の法令を根拠にしていることを批判。さらに、室蘭市内の CESCO 北海道 PCB 処理事業所で 2008 年に通常の PCB 廃棄物の処理が始まった当初、放射能汚染された廃棄物を受け入れることは「想定されていなかった」と指摘しています。

19 日には、泊原発北会の会も所属する「泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会」(77 団体は、「知事の PCB 廃棄物の室蘭市への持ち込み容認に抗議、撤回を求める要請書」(2 面に掲載)を提出しました。



室蘭市内

風 声

▼今号の「ハイ口通信」のトップ記事は、福島第 1 原発周辺を含む福島県内の「高濃度 PCB 廃棄物」を室蘭市仲町にある国が全額出資する特殊会社 JESCO (中間貯蔵・環境安全事業株式会社)の北海道 PCB 処理事業所で処分することに、行政(室蘭市長、北海道知事)が受け入れに同意したことに関してです。私は、「PCB」と聞くに「カネミ油症事件を思い出します。この事件は、北九州市のカネミ倉庫製の米ぬか油の脱臭工程で熱媒体として使われた PCB がパイプのピンホールから油の中に漏れ、製品に混入したのが原因となって九州をはじめ西日本各地で起こった食品公害事件です▼この油を食用した多くの人々に皮膚に吹き出物、色素沈着、視野狭窄、全身の倦怠感、しびれ感、食欲不振など様々な症状が現れました。1963(昭和38)年頃から北九州の各地で患者が出始め、また、油症の母親が全身が真っ黒い「黒い赤ちゃん」を出産しているなどの事実が分かってきて、行政・医療関係者や学会・研究所・マスコミなども関心を持ち始め、調査などがされ、「カネミ油症」の原因や病状が明らかにされるようになりました▼カネミ米ぬか油を摂取した患者は現在まで長きにわたり、様々な後遺症に悩まされて、また、油を摂取した本人だけでなく、影響は子や孫の世代にもおよんでいます。被害者・支援者の運動も活発になり、民事・刑事訴訟も数多く起こされ、「YUSHO」は世界的にも関心を集めました。PCBの使用・製造が禁止され(1972年通産省通達)、いくつかの被害者救援対策・法制も出されますが、内容は不十分で、補償も乏しく、支援は遅れています。カネミ油症として認定された被害者は 2345 名(死亡者を含む・2020 年 3 月現在)で、症状があっても認定をされないケースが 1 万人を超えると想定されています。事件が発覚して 60 年近くたち多くの人々の記憶が薄れてきていても、カネミ油症の被害は今も続いています▼PCB の毒性が明らかになり、1972 年に製造が中止になったあと、PCB が使われている変圧器、蓄電池、安定器などの処理施設の立地が民間主導で試みられましたが、地元住民の理解が得られないなど、立地は困難な状況が続きました。保管の長期化により漏洩や紛失による環境汚染が懸念されたことから、国が主導で処理できるように、2001 年に「PCB 特措法」を施行し、JESCO を活用し 2004 年以降全国 5 力所に処理施設を建設、その一つが室蘭市の「北海道 PCB 処理事業所」で、2008 年 5 月に操業が開始されました。処理対象地区は、北海道以外に、東北、関東、甲信越・北陸の計 20 都道県にわたっています。 <2 面に続く>

2021年12月19日

北海道知事 鈴木直道殿

泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会 代表 市川守弘
知事のPCB廃棄物の室蘭市への持ち込み容認に抗議しその撤回を求めます

去る14日の北海道議会において鈴木知事は、東京電力福島第一原発周辺で発生した高濃度ポリ塩化ビフェニール(PCB)廃棄物を、環境省が中間貯蔵・環境安全事業(JESCO)北海道PCB処理事業所(室蘭市)で処理する計画について、「国による安全性の確保を前提に、処理方法は妥当なものと認める」と受け入れを表明しました。容認に至った理由は、①国から地元住民への複数回にわたる説明会が行われたこと、②道が実施した職員や専門家による現地確認の結果、③処理の安全性などに関する有識者からの意見、④受け入れを表明した室蘭市の意向などを挙げ、「総合的に検討した結果」ということです。私どもは知事の受け入れ表明に厳重に抗議し、これを即刻撤回されるよう強く要請するものです。

環境省が、上述PCB廃棄物を室蘭事業所で処理する計画を発表したのは今年の3月24日です。爾来、地元室蘭市内はもとより、私どもの会を含めた道内外の市民団体などが計画中止の声明や要請文などを発表し、受け入れ反対の行動を続けてきました。この間、環境省はパブリックコメントを実施し、住民説明会を三回開きました。しかし、パブコメにおいても住民説明会においても、圧倒的に反対意見が多く到底市民が納得できる状態ではありません。青山市長に至っては、自ら市民に説明すると言いながら結局それは撤回しました。室蘭市と道は11月に福島県内三カ所のPCB廃棄物仮置き場で放射線量を測定し、「安全基準内であった」と発表しましたが、環境省職員の案内で国のデータをなぞったにすぎませんでした。十分に、主体的に調査したのでしょうか。また、報道によれば、受け入れの根拠としたのは道内の有識者二人の助言だそうです。環境省の処理計画や放射線監視体制に不備がなく「適切」と評価したとのことですが、室蘭市も道もその有識者の氏名や助言内容を明らかにしていません。これではその内容が本当に「適切」なのかどうか検証すること、つまり「反証可能性」を認めない態度は全く科学的とはいえず、市民・道民として安全安心を確認できません。

昨年11月に、寿都町と神恵内村で高レベル放射性廃棄物最終処分場の文献調査が開始されてから一年余になります。鈴木知事は調査開始前に両町村を訪れて調査中止を申し入れました。また、文献調査後の概要調査に対しては「反対する」と明言されています。その根拠に挙げたのが『北海道における特定放射性廃棄物に関する条例』(核抜き条例)で、「これを遵守するべきだ」と言われた知事に多くの道民が拍手喝采をしたものです。知事の勇氣ある行動は、その後多くの自治体が「核抜き条例」を設置するきっかけともなりました。その道の「核抜き条例」の中に「私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を、将来に引き継ぐ責務を有して」とあります。もちろん、今回の放射性物質汚染PCB廃棄物は条例に言う特定放射性廃棄物ではありません。しかし、環境省は同廃棄物に対して「放射性物質汚染対処特措法」を適用すると表明しています。同特措法は、通常100Bq/kg以下の放射性汚染廃棄物のクリアランス基準を8,000Bq/kgまで引き上げ、一般的な処理方法により「安全」に処理するため定められたものですが、医学的な「安全」性は全然証明されていません。つまり、「危険」なのです。そもそも放射性廃棄物に「安全」なものなどありえないのです。室蘭市への放射性廃棄物の持ち込みは即ち北海道への持ち込みそのものですし、全国への拡散を許すことになりかねません。原子力発電由来の放射性廃棄物は、いかなる区分であっても発生した場所に留め置くのが基本です。

私どもは、北海道への「核ゴミ」の持ち込みに反対しております。高レベル放射性廃棄物はもちろん、低レベル放射性廃棄物であろうと、今回の放射性物質汚染PCB廃棄物であろうと「核ゴミ」には相違なく、多くの道民がいかなる「核ゴミ」の受け入れにも反対しています。それは「健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境」を守るためには有害無益だからです。またそれは、既に縷々述べたように北海道だけを守るためではないのです。北海道知事鈴木直道殿、私どもは、知事の室蘭市における国のPCB廃棄物処理計画の受け入れ表明を即刻撤回されるよう重ねて強く要請致します。

以上

（福地保馬）

（1面からの続き）

▼しかし、福島からは、2011年の原発事故以来受け入れておりませんでした。福島から室蘭に運び込まれようとしているPCB廃棄物は、同県双葉町など11市町村にあるトランス類、コンデンサー（蓄電器）類、蛍光灯の安定器などですが、県内にあり、長く放置してあったこれらの廃棄物は、多かれ少なかれ、放射性物質の汚染はあると考えられます。PCBも放射性物質ともごく低濃度で被害を与える危険な物質です。核ゴミであると同時にPCBゴミでもある汚染廃棄物など、とても歓迎できるものではありません。

3・11から10年

シリーズ【福島を告発する】⑨

原発事故損害賠償訴訟 「国の事故責任」確定させ、 全体救済といのちを守る施策を早急に！

原子力損害賠償群馬訴訟

原告代表 丹治 杉江

私が原告代表を務める原子力損害賠償群馬訴訟は、2012年9月11日、福島第一原発事故によって、福島県内から群馬県内に避難した住民とその家族、親族137名が、原発事故の責任の所在をあきらかにするとともに、生活再建の希望が持てる賠償、さらに被災者の全体救済を求めて、国と東京電力に対して起こした訴訟です。

前橋地裁の画期的判決

2017年3月17日一審・前橋地方裁判所は、全国30余りの同様の集団訴訟のなかで最初となる判決、国・東電の事故責任を認めた画期的判決を言い渡しました。

前橋地裁は「被告国は、原子力の平和利用を主導的に推進する立場にあるものとして、予想される被侵害法益の重要性及び広汎性に鑑み、規制権限を適時かつ適切に行使して原子力災害の発生を未然に防止することが強く期



16.10.31 群馬地裁結審 報告する丹治さん

待されていたにもかかわらず、本件原発の脆弱性を認識し、本件原発の敷地地盤面を優に超え、非常用配電盤を被水させる具体的危険性を有する津波の到来を予見可能な状況となり、さらに、被告東電による自発的な対応等を期待できない状況に至っても規制権限の行使を怠り続けたものとしてその規制権限の不行使が著しく不合理なものと評価されるものなのであるから、本件において、その責任が補充的なものということはできない」として、国が東電と同等の事故責任を有することをはっきりと認めました。

この判決は、原告らにとっても、また広く国民のなかでも当然の結論として受け止められ、さらに全国30余の裁判所で闘う避難者を大きく励ました。

国と東電が控訴

これに対して、国と東電は責任や損害額を争って控訴しました。控訴審では、津波の予見可能性、特に、2002年7月に国の地震本部が公表した、日本海溝寄りのどこでも津波地震が発生するとした「長期評価」を受けても、東電に対し津波対策をたてるように規制権限行使をしなかったことの可否が最も重要な争点となりました。

国の不正義な証言

控訴審で国は、津波工学の第一人者とされる今村文彦東北大学教授を証人申請したほか、多数の学者の意見書を提出してきました。

しかし、控訴審で唯一採用された今村教授は、証言で、国が主張の根幹に据えた土木学会の「津波評価技術」においては、波源の設定についてほとんど議論をしていなかったことや、事故以前の段階でも施設の水密化技術がなかったわけではないことを認め、また、多数の学者の意見書もいずれも国が裁判に勝つための後付けの疑問提起にすぎないもので有ることが示されました。ことごとく不正義な口頭弁論でありました。

さらに、控訴審では、あらたに、「長期評価」公表直後の2002年8月、保安院の担当者が、東電に形ばかりの問い合わせをしたものの、東電の抵抗にあつて、到来する津波の試算さえ指示せず、「長期評価」の知見を無視する東電にお墨付きを与えた失態（私たちはこれを「2002年8月保安院対応」と呼んでいます。）が明らかになり、国の責任は一層明確となりました。

国責任を不問にする高裁判決

ところが、2021年1月21日に言い渡された東京高裁控訴審判決は、こうした審理内容を無視し、東電などが株主の一人間団体にすぎない土木学会が発表した津波評価技術を確立した知見であるなどと扱って、国の設置した専門家の「長期評価」を土木学会と整合しないとして、「長期評価」にもとづく調査、対応を指示しなかった国の責任を不問に付してしまいました。

これは、原子力発電所の安全性を強く求めた原子力基本法を頂点とし、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規制法）、電気事業法等によって構成される原子力法制の理解をあらゆるものであつて、到底認められません。 < 4面に続く >

原発事故損害賠償訴訟 「国の事故責任」確定させ、 全体救済といのちを守る施策を早急に！

〈3面からの続き〉

事故責任を求めて最高裁上告

私たちは改めて、最高裁判所が、事実を直視し、法理論を厳格に適用して、原発事故の責任をあきらかにするように強く求め上告いたしました。

避難者への損害賠償については、一審、二審ともに認定した慰謝料額がきわめて低い水準にとどまったため、原告の中には、司法への期待をもてず、控訴を断念した原告もいました。しかし、現在、91名の原告が、上告審をたたかっています。

ちなみに私は原発から35キロのところに住っていました。30^キ圏外・避難指示区域外いわゆる自主避難です。慰謝料は総額25万円、訴訟印紙代、交通費に足りない

額です。「お金が欲しくて闘っているわけではない！」というもので、あまりにも酷いものです。

提訴以来8年、原告はふるさとを離れ、慣れない地でいじめや差別、偏見、無視など様々な困難に直面しながら、懸命に生活を続けてきました。故郷に帰れないまま、一審の間に3名、高裁判決までにさらに1名の方が亡くなりました。また、福島に帰ることができた方も、事故前の生活になかなか戻ることができず、困難をかかえている方が少なくありません。新型コロナウイルス感染拡大が、避難によって生活を脅かしています。

また、甲状腺がんや循環器の病気に侵された子供たち、結婚や就職差別を受け、福島出身であることを隠し暮らす避難者も多数います。

原告が受けた被害は、この重大な事故をもたらした「国と東電」の責任を明確にし、希望のもてる賠償や、「子ども被災者支援法」の具現化など今後の施策の提案を実現することなしには癒されることはありません。

最高裁判決は国の責任を公式に決定する最終的な判断です。近代民主主義国家では、立法、



福島の未来を考える為、3回視察しているチェルノブイリ原発前

行政、司法の3権が独立して権限行使する「三権分立」が根本原理とされており、日本もその制度をとっています。そこで、裁判所、とりわけ、最高裁判所は、国の責任があるかないかについて公式に判断する最終的な裁判所です。

ここで国の責任が認められれば、それは、日本という国の正式かつ最終的な判断になります。国はもう不服を申し立てて争うことができませぬ。

ここで国に勝利して原発事故に国の責任があるとの判決が出れば、それは、最終的なものであり、政府も従わざるを得ません。適当に誤魔化すことなどできないものになります。

私は最高裁判所に「事実と道理」にもとづいて公正に判断をすれば、国の責任を認めなかった高裁判決を取消し、国に賠償を命じる判決が出されるものと確信しています。

ます。しかし、一方で地球温暖化対策などを口実に岸田政権が原発政策を進めようとしています。最高裁の判断は厳しい状況も予想されます。そこで今、全国で闘う原告を中心に最高裁公正判決を求める署名運動を進めています。

どうか皆様、被災者救済、原発のない持続可能な社会をつくる大きな1歩となる最高裁勝利の為「最高裁公正判決を求める100万署名」へのご支援、ご協力をお願いします。『最高裁判所は福島原発事故被害者に公正な判決を出してください！』署名はオンラインでできます。https://changeitvoxx44.org/ 事故の責任の明確と被害救済のため、署名と拡散にぜひご協力ください！ よろしくお願いいたします！

【丹治杉江さんのプロフィール】

2011年3月13日会津喜多方に一時避難、その後群馬県前橋市に夫と移住して11年目となる。日本平和委員会全国理事、前橋平和委員会事務局長、原発をなくす前橋連絡会事務局長、日本科学者会議会員等。福島被災地視察案内ボランティア21回。福島の現状をレポート講演全国で148回等。2つの大学の非常勤講師。「避難おばさんの愚痴話」講演会は好評です。

最高裁前行動



原爆と原発

会長、分かってないのは貴方だ (中)

「原発やめよう!登別の会」(2019年7月21日)より転載

室蘭工業大学名誉教授 宮尾 正大

歴史

原子力爆弾

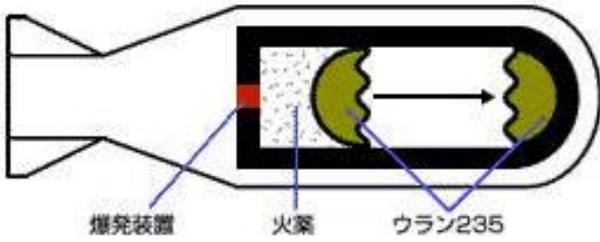
原子力発電

原理

〈(1)〜(4)まで前号で掲載〉

原爆

原爆は臨界状態を大きく超える状態を作り出し、連鎖反応を一気に進めるように設定した兵器です。臨界状態を超えるウランを2つに分け、それぞれ臨界状態未満に分割して置き、爆発するとき一つに合わせます。するとウランは臨界状態を超え、連鎖反応が起きて爆発します。広島型の原爆です。



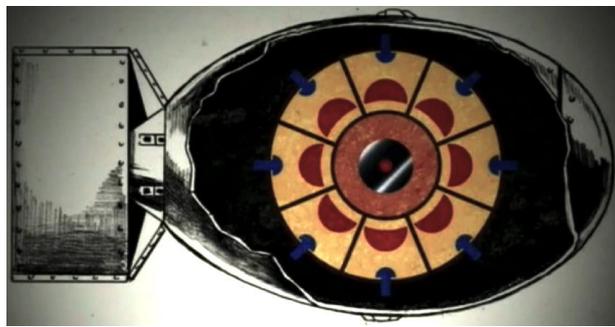
広島型原子力爆弾

一方、プルトニウムはこのよう

な方法ではうまく爆発しません。

2つの塊がぶつかる前にプルトニウムの一部が核分裂を起こし、残りの未反応部分を吹き飛ばしてしまつて全体が爆発しないのです。

そこで外側を爆薬で覆い、一気に中心へ圧縮(爆縮)して全部が臨界になるようにします。長崎型の原爆です。



プルトニウム爆弾(長崎型)

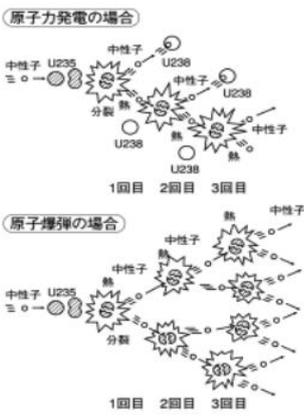
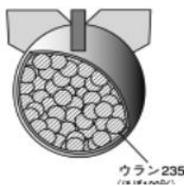
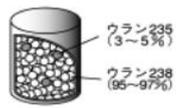
小型にするには、いかに小さな

体積に爆縮するか、飛び出す中性子を如何に閉じ込めるかで決まります。また用いるプルトニウム239の比率を高くすることも、兵器とするためには重要で、そのようなプルトニウムを兵器級プルトニウムと言います。それに対して原爆から取り出されるプルトニ

ウムは原子炉級プルトニウムと言います。核兵器に使えません。しかし爆発することはできます。この時、猛毒のプルトニウムが撒き散らされます。

原発

原発は爆発してはいけません。チヨロチヨロと制御しながら核分裂を起こさなければなりません、石炭や石油、LNGの火力発電では、燃料を必要な量コントロールして送れば制御できますが、原発ではそうはいきません。炉心には何年間も使える燃料が最初から入れているからです。これでは連鎖反応で全てが一気に反応してしまいま



す。ではどのようにして核分裂反応を制御しているのでしょうか。

原発の説明(上図)を見ると、原爆は核分裂を起こすウラン235が100%使われているのに、原発では5%しかないのでうまくコントロールできるように書かれています。実はこれは真つ赤な嘘です。核分裂反応の早さは100万分の1秒という人間が制御できるような速度ではありません。爆弾の中ではこのスピードで核分裂が進みます。原発の中でも、中性子が冷える時間が加わっても1万分の1秒から千分の1秒ほどで進行します。何れにしても人間が制御できる速さではありません。一度連鎖反応が始まれば、爆発して飛び散り、臨界条件が満足できなくなるまで核分裂は進みます。制御なんてできません。ではどうして原発は運転できるのでしょうか。そこには「遅発中性子放出」という悪魔が仕掛けたとしか言いようのない、自然の巧妙な仕掛けがあったのです。

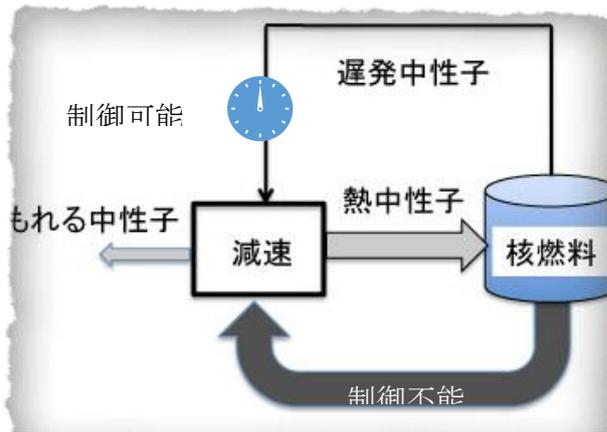
ウラン235が核分裂すると、平均2個ちょっとの中性子が直ちに放出されます。100万分の1秒と短いとても人間では追えない速さで。

(6面に続く)

原爆と原発

(5面からの続き)

しかし1%弱と僅かですが遅れて中性子が放出する物もあります。核分裂で壊れた原子もゆっくりと中性子を放出するからです。遅い物で半減期が55秒と長い物もあります。これなら人間が制御できます。このわずか1%未満の遅れて出てくる中性子があるため原子力発電所は暴走し



どこが違うの？
原発と原爆がどう違うかはその目的にあります。爆弾は当たり前です。爆発させるためにあります。また兵器として爆発させる場所まで運んでいかなければなりません。飛行機に乗せて、ミサイルに積んで、大砲の弾丸として。そのためには運べなければなりません。軽くなくてはいけません。まさか敵地に工場を建て、爆弾を組み立て逃げる、なんてテ

ないのです。逆に言えば、1%の制御を失敗すれば原爆は制御不能になり暴走します。あとは原子炉の暴走防止機構が頼りですが、その時原子炉が耐えられるかは保証できません。では、どんな暴走機構があるのでしょうか。原発は核分裂で生まれた熱を水で取り出します。お湯を沸かして蒸気にするのです。それと同時に、核分裂で生まれたものすごく熱い(高速の)中性子を、より吸収しやすい遅い中性子にするために冷却(減速)する役目も担っています。原子炉が暴走すると水は大量に沸騰して泡が大量に発生します。すると減速できなくなると臨界状態を脱して止まりません。もちろん原子炉が爆発して核燃料が飛び散り、核燃料物質が離れ離れになっても停止しますが、それを安全装置というにはあまりにも悪いジョークですね。

口じゃあるまいしできませんから。しかし原爆材料には臨界質量があります。ある程度集めなければ爆発しません。広島原爆ではウラン64kg長崎ではプルトニウム6.2kgと爆発させるためのウラン100kgが必要でした。プルトニウムもウランも重いのです。できるだけ軽く、しかしできるだけのものすごく爆発させるには工夫が必要でした。ウランやプルトニウムをぎゅっと小さく圧縮すれば、核分裂から生まれた中性子は他の原子核にぶつかるようになります。混んだ街の方が空いた町より人にぶつかる原理です。また爆弾から生まれた中性子が逃げないように壁で覆うことも有効です。中性子の反射材で覆うのです注。また分けておいた核物質をゆっくり近付けたのでは、近づいた所から核分裂が起こり始め、その爆風でまだ連鎖反応が起きていない

ほかの核物質が核分裂しないまま飛び散ってしまいます。分けておいた核物質は短い時間に一体化しなければなりません。これが爆縮です。これらの装置で爆弾は重くなります。余計なものではできるだけつけられません。一方原発は爆発しては困ります。ちゃんと動かなければなりません。また放射線を周りに出して働く人が被爆しては誰も働く人がいなくなります。そのため放射線が漏れないように作らなければなりません。そのため装置は巨大になります。でも原理は同じですから、原発も原爆も違いは目的が違っただけで、その仕組みが違っているだけです。注。長崎型原爆で使われたウラン100kgはこの反射材です。

〈次号に続く〉

項目	核兵器	原子力発電所
量	少量<60kg	多量~1トン
濃縮度	高純度	可能な限り低濃度(5%)
中性子反射材	必要	必要 水
制御	不要 起爆装置管理	制御棒で調整、絶対必要
遮蔽	なし	必要~経済性
取出	全て解放	必要 水
冷却措置	なし	核暴走阻止 X、冷却のみ
中性子発生源		火種、必要
生成物管理	なし	いまだに解決策なし
使用と設置	自国内不可、 他国で	消費地 X 安全宣伝で地方に

山 軍 治 郎 氏 (元 泊原発の廃炉をめざす会 事務局 局長) 遺稿 連載(11)

やっぱりダメだ 国も電力会社も (上)



2015年 勉強会で講演する森山氏

「まだ懲りないのか、国も電力会社も」という文章を『もすと』第三号に書いた。あれから五か月がすぎた。その間、五月五日には泊三号炉が定期点検で運転を止め、日本の原発はすべて止まった。原発なしでも、この国の社会はやっていける。節電したり、大口の自家発電からまわしてもらうとか、電力会社同士での融通をしあうとか、いろいろな工夫をすることで、この夏もやっていける。それに七月からは自然エネルギーの固定価格買取りがはじまるというのだ。ますます、原発のない社会の見通しが増すと思っていた。世界にさきがけて、脱原発日本が実現できる。そんな期待を抱いていた。

それなのに、野田首相は大飯原発三、四号機の再稼働を急いだ。関西電力は一五パーセントの節電が避けられないと強調する。というよりも脅すのだ。政府は電力の必

要性に固執する。

福島原発の事故は「安全神話」を崩壊させたはずだった。なによりも安全性こそが原発の再稼働に際しては問われていた。大飯原発の真下には軟弱な断層が走っていることが東洋大学の渡辺満久教授によって指摘されている。この断層が近くの活断層と連動して、原子炉直下の地表が盛り上がりたり、ずれたりする恐れがある。ただちに調査すべきだったが、保安院はこれを無視した。しかも、大飯原発には未解決の重要課題が残っていた。放射性物質の拡散を防ぐためのフィルター付きベント、排気装置ができていない。事故対応の現地拠点となる「免震事務棟」もできていない。いずれも完成予定は三年後のことだ。防潮堤のかさ上げもできていない。福島原発事故の教訓がちゃんと生かされていない。国も関西電力もどんな神経をしているのか。

滋賀県と京都府の知事は福井県だけが「現地」ではなく、事故が起きれば隣接する府県も現地になる、と主張していた。被害は琵琶湖にもおよび、この水を飲料水などに利用している地域一



札幌地方裁判所

帯に影響が出る。大飯原発の再稼働は拙速にすべきではない、と主張していた。大阪の橋下市長もはじめは威勢よく再稼働反対をかけた。政府を倒すとまでいっていた。これが「関西広域連合」という初耳の登場で腰砕けになった。夏場に限定した再稼働はやむを得ない、となったのだ。

しかし、このままでの再稼働は許せない、との声が全国で巻き起こっている。とくに東京の官邸前には数えることができないほどの何万人という人が集まって、再稼働反対を叫んでいる。これらの人たちの中には、スーツ姿の会社帰りのサラリーマンや乳母車を押した若いお母さんらも多いという。フェイスブックなどのネットではよびかけあつての集会が多いらしい。これまでの集会では見られなかった顔ぶれが、これまで

の手段とは違う方法での情報交換で集まっている。そこから出会うごくふつうの人たちが行動して訴えている。

新しい風が吹きはじめている。ここからなにかが起きような、可能性をひめた予感がする。が、ことはそうあまくない。大飯原発をきっかけに、あちこちの原発のな

し崩し的な再稼働が迫っているようにも思われる。二〇一〇年

の夏の電力不足が各電力会社から発せられている。

「MOCT(もすと) 第三号」

二〇一三年七月」から転載

泊原発廃炉訴訟 結審

1月18日の第36回口頭弁論において結審されました。2011年11月11日に提訴した訴訟は、11年半経って判決を迎えます。

判決日

5月31日(火) 午後3時
札幌地方裁判所

会員紹介 蔵田伸雄です。

原発のない社会は現実可能



泊原発 写真撮影：蔵田伸雄

大学で倫理学や哲学、応用倫理学を教えています。チエルノブイリ原発事故があった時は大学生でしたが、それ以来原発には否定的な態度をとってきました。大学で自分が担当している授業

や研究テーマに環境倫理や科学技術倫理があり、原子力発電事故については福島原発事故の前から授業でも扱っていました。福島原発事故が起こった時には、ネット上で様々な情報を集め、絶望的な気分になりました。自分が環境倫理学者・科学技術倫理研究者として、何もしてこなかったことに忸怩たるものがありました。その時の怒りもあり、原発のリスクやコスト、健康被害について自分なりにネットなどを用いて調査を続けていた頃に、「泊原発を廃炉にする会」を設立するので、呼び

かけ人にならないかと同僚や小野有五先生に誘われて呼びかけ人の一人に名前を連ねました。しかし「廃炉の会」は大きすぎで、自分の意見を言う機会もないので、顔の見える範囲で何か活動ができないかと考えていた頃に「北区の会」が設立されたことを知り、会員になりました。また、2016年11月には廃炉訴訟で意見陳述も行い、自分の思うところを語りました。2015年には研究仲間達とドイツの原発廃炉と再生可能エネルギー導入の状況について調査をし

ました。ドイツが原発のない社会へと無理なく、着々と進んでいるのを目の当たりにして、日本でも原発のない社会は実現可能であると確信しました。2011年頃の熱気は失われつつありますが、原発が稼働していない状態は当たり前ものになっています。どのようにしてスムーズに原発廃炉に向けて日本社会を動かしていくのかを考えています。



神恵内町長選 泊村在住の瀬尾氏が立候補

後志管内神恵内町の首長選挙が2月22日告示、27日投票されます。5期連続無投票当選の高橋昌幸氏(71歳)は、原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場選定の文献調査を進めています。1月16日「泊原発立地4町村住民連絡協議会設立総会」がありました。泊村在住の瀬尾秀幸氏(79歳)は、「後世に核ゴミを残すわけにはいかないという気持ちから、出馬の意思を固めた。地域活性化のための政策を提案して行く」と決意表明されました。神恵内村民の意思に期待します。

～原発を動かさない・核ゴミは持ち込ませない～
フクシマから11年、原発と核ゴミを考える3.12集会

北海道が地図から消される日
福島、そして泊・寿都・神恵内

青木美希さん講演会

福島第一原発事故から11年目の今、原発再稼働への動きは止まっていません。そして2020年、寿都町と神恵内村で核のごみの最終処分場選定に向けた文献調査を受け入れ、2022年11月17日には原子力発電環境整備機構(NUMO)による文献調査期間の2年間が終了します。私たちは文献調査に反対し、概要調査に進むことも認めません。泊原発の再稼働を許さず、核のごみを持ち込ませないために、一緒に考えていきたいと思ひます。

オンラインの参加も可能です。

日時 2022年 3月12日(土) 開場14:00～ 開会14:30～

会場 北海道自治労会館 4階ホール 札幌市北区北6条西7丁目

参加費 1,000円(事前予約不要)

<コロナ対応>
コロナ感染症対策のためマスク着用、検温・消毒にご協力ください。

<Zoom申し込み>
Zoomによるオンライン参加を希望の方は下記の連絡先アドレスにメールで申し込んでください。その場合カンパ(金)の振り込みをお願いします

主催 泊原発を再稼働させない・核ゴミを持ち込ませない北海道連絡会
連絡先 3.12 集会事務局
メールアドレス tomarikugominodoren@gmail.com 電話番号 090-9524-7531(非)

第1部 特別報告
穴戸隆子さん 3.11原発事故で福島から自主避難
藤井俊宏さん 佐藤英行さん 後志・原発とエネルギーを考える会
越前谷由樹さん 寿都町から

第2部 青木美希さん講演会
青木美希さんプロフィール
札幌生まれ札幌育ち。札幌北高、北大法学部卒。北海タイムス(休刊)を経て北海道新聞に入社。「道警資金問題」取材班で開港油及に当たる。10カ月わたる報道の結果、10億円近い公益が返金される。築池賞、新聞協会賞などを受賞。2010年に朝日新聞社に入社。原発事故検証企画「プロメテウスの畏」。「手抜き除染」報道を担い、新聞協会賞を取材班で受賞した。原発事故被害を担った「地図から消される街」(講談社現代新書)は賞田ジャーナリズム大賞、日本医学ジャーナリスト協会賞特別賞、平和・協同ジャーナリスト基金賞奨励賞を受賞。8刷に。新刊「いないことにされる私たち」(朝日新聞出版)を4月に出版。ツイッターのフォロワー数は朝日で最多の5万2千人。日本ベンチャー言論表現委員。

☆北区の会に入会ください。
北区の会に入って、廃炉への活動をしましょう。
会費は年1口(千円)以上です。申し込みは下記にご連絡を。
メール hair.kitaku@gmail.com ☎ 011-726-7234

☆カンパをお願いします。
【ゆうちょ銀行 普通口座】
記号 19050 番号 55938131
口座名「泊原発の廃炉をめざす札幌北区の会」